

平成28年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第 11号

平成28年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年2月18日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成28年3月1日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成28年第1回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

平成28年3月17日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 15名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
5番 三 好 郁 雄	6番 白 川 正 樹
7番 白 川 年 男	8番 白 川 皆 男
9番 大 西 樹	10番 藤 田 昌 大
11番 松 下 一 美	12番 三 好 勝 利
13番 大 西 豊	14番 川 原 茂 行
15番 関 洋 三	

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

12番 三 好 勝 利	13番 大 西 豊
-------------	-----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋一博	税務課長	脇隆博
住民生活課長	森末史博	福祉保険課長	川田正広
会計管理者	仁木正樹	健康増進課長	見間照史
建設土地改良課長	池田勝正	産業経済課長	高橋守
琴南支所長	雨霧弘	仲南支所長	和泉博美
学校教育課長	尾崎裕昭	社会教育課長	長森正志
水道課長	天米賢吾	地籍調査課長	山内直樹

○関洋三議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○青野議会事務局長 それでは、御報告申し上げます。

初めに、町長から地方自治法第149条の規定に基づく議案4件を受理いたしました。

次に、各常任委員長、予算決算特別委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査報告書を受理いたしました。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で、報告を終わります。

○関洋三議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○関洋三議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○白川正樹議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会の御報告を申し上げます。

3月16日、午後1時30分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会委員6名が出席し、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

なお、議案第7号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の付託案件については、慎重審議の結果、全会一致で可決すべきものとなりました。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

- 日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第4 建設経済常任委員会の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第6 付託案件の委員長報告 予算決算特別委員長
- 日程第7 P F I 問題対策特別委員会の委員長報告 P F I 問題対策特別委員長
- 日程第8 P F I 問題対策特別委員会の廃止について 即決でお願いします。
- 日程第9 議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の制定について
- 日程第10 議案第2号 まんのう町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第3号 まんのう町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第5号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第6号 まんのう町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第7号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 まんのう町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第20 議案第17号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号
- 日程第21 議案第18号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号
- 日程第22 議案第19号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号
- 日程第23 議案第20号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号
- 日程第24 議案第21号 平成27年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第2号
- 日程第25 議案第22号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第2号

日程第26 議案第23号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算(案)第2号

日程第27 議案第24号 平成28年度まんのう町一般会計予算(案)

日程第28 議案第25号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)

日程第29 議案第26号 平成28年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)

日程第30 議案第27号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)

日程第31 議案第28号 平成28年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案)

日程第32 議案第29号 平成28年度まんのう町下水道特別会計予算(案)

日程第33 議案第30号 平成28年度まんのう町農業集落排水特別会計予算(案)

日程第34 議案第31号 平成28年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算(案)

日程第35 議案第32号 平成28年度まんのう町水道事業会計予算(案)

議案第17号から議案第32号までの16議案は一括採決とさせていただきます。

日程第36 議案第33号 まんのう町課設置条例等の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第37 議案第34号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 即決でお願いいたします。

日程第38 議案第35号 教育委員会委員任命の同意について 即決でお願いいたします。

日程第39 議案第36号 教育委員会教育長任命の同意について 即決でお願いいたします。

日程第40 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午後3時25分、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○関洋三議長 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質問者、10番、藤田昌大議員。

○藤田昌大議員 議運の委員長の報告の中で、議案の議員報酬についての分は全会一致でありますという報告を受けましたので理解できます。

日程第38の教育委員会の任命の同意については、議案第35号、36号については、提案理由が一切なされてなかったんで、一応、教育長の任期を言いますと、5月までであると思いますし、もう一つは、4月1日から教育委員会制度が変わるのは承知しています。ただ、この中で提案理由が一切なかったんで、その提案理由だけはちょっと説明いただいて、議案を提案されたときに、質疑、何かそこでやらないかなと思いますけれども、日程で上った理由だけちょっと説明していただきます。以上です。

○関洋三議長 議会運営委員長、答弁。

○白川正樹議会運営委員長 33号、34号、35号、36号の件ですけれども、議会

運営委員会といたしましては、本会議に上程することで意見が一致をしました。以上です。

○**関洋三議長** 再質問、10番、藤田昌大君。

○**藤田昌大議員** 理由があると思うんです、ここへ出すと。例えば、どういう理由があって教育委員会の任命をせないかんようになったということが理由が要るんですよ。出てきたんはかまんのですよ。そのことを言いよると違うんです。理由があつて、例えば4月1日からどうのこうのいうんがあると思いますし、任期がはっきり言ったらいろんな部分があると思うんですが、その理由だけ言ってくれたらいいんです。細かいことは聞いてませんので。

○**関洋三議長** 提案理由の説明が要るとおっしゃることでですか。

○**藤田昌大議員** こうなったきん、出てきたいうてくれたら、それで終わりです。

○**関洋三議長** 上程する理由が要るということですか。今までにそういうことがありましたか。

○**藤田昌大議員** 僕、聞きよったけどな、ずっと。

○**関洋三議長** 今までのことをちょっと局長と確認しますけど。

局長が明快な答えを持ってますので、局長、説明してください。

○**青野議会事務局長** 議会運営委員会というのは、3月定例会の最終日の議会運営についての会議でありますので、あくまでもその議案について本会議に上程するかしないかということの審議だけになりますので。

○**関洋三議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○**関洋三議長** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、12番、三好勝利君、13番、大西豊君を指名いたします。

日程第3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○**関洋三議長** 日程第3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○**田岡秀俊教育民生常任委員長** それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る3月4日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員5人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長全員の出席により、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました議案は、議案第11号、議案第12号、議案第14号の3議案で、本会議に引き続き執行部より詳細説明を受け、審査を行いました。

まず、議案第11号 まんのう町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部より、平成28年4月1日から地域密着型通所介護の創設が施行されることにより省令の一部が改正され、関係条例の一部改正が必要となったことにあわせ条例整備を行うもので、従来、小規模通所介護の事業所を県が指定していたものを、定員18人以下については地域密着型通所介護とし、町が指定することとなったとの説明を受けました。

委員より、今回の改正により影響を受ける町内の介護サービス提供事業者はどこかとの質疑があり、執行部より、現在18人以下の通所介護を実施している事業者であり、町内では、げんきの郷、はびねす・まんのう、百百の家、よりあいの4事業者が該当する。なお、町指定となると町外の方は原則として利用できなくなるとの答弁がありました。

次に、議案第12号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例等の一部改正について、執行部より、子ども・子育て支援事業計画の推進に当たり、本年8月から対象乳幼児等の全てについて現物給付を実施することにより、現条例中の「乳幼児等」を「子ども」に改めるものである。なお、重度心身障害者等医療、ひとり親家庭等医療についても同時に現物給付とするため、条例の一部改正を行うとの説明がありました。

委員より、現物給付は以前から子育て世帯より強い要望があったことでもあり、少子化対策としてもよいことだと思う。これに関して国は国保のペナルティーを課しているが、どうなっているのかとの質疑があり、執行部より、厚労省は医療費増に影響があるということで、国保の国庫負担削減措置いわゆる波及増カットを実施している。それについては少子化対策にも逆行するとのことで、全国知事会などからも廃止を求めており、国のほうも協議を行っているようであるとの答弁がありました。

また、委員より、年度途中の8月から施行となる理由について質疑があり、執行部より、医療機関との調整の関係で仲多度郡内の多度津町、琴平町と歩調を合わせたことと、混乱を防ぐため、重心・ひとり親医療も同時に現物化するに当たり、そちらのほうの受給者証の更新が8月となるためであるとの答弁がありました。

次に、議案第14号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定について、執行部より、満濃中学校についてはハード面の整備を終え、今後、ソフト面の充実を図っていくため、寄附金を基金として積み立て、中学校教育の振興に充当していくための条例制定であるとの説明がありました。

委員より、中学校教育の振興のためとなっているが、具体的には何に活用を考えているのかとの質疑があり、執行部より、例えば海外派遣の人数増などが考えられるが、現在、協議中である。また、今後は交付税も年々減ってくることが予想され、教育予算の確保のためということもあるとの答弁がありました。

また、委員より、部活動の充実には使えるのかとの質疑があり、執行部より、そういうことへの充当も考えていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、満濃中学校限定とのことだが、なぜか。小学校教育には使えないのかとの質疑があり、執行部より、PFI事業の絡みもある。また、小学校教育については、子ども未来夢基金を使っていきたいとの答弁がありました。

全体として、ほかにそれぞれ質疑、意見もありましたが、執行部よりそれぞれ答弁があり、委員も理解し、了承されたものと思います。

付託されました案件について次のとおり決定しましたので、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第11号 まんのう町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、全会一致で可。議案第12号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例等の一部改正について、全会一致で可。議案第14号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

質問者、10番、藤田昌大議員。

○藤田昌大議員 議案第14号の基金の条例の部分についてでありますけれども、第3条の管理と運用の部分で、決定権者とか、運用するに当たって、委員会とかそういうものはするかどうか、どこで全部やるのか、それとも運用委員会とかそんなんがあって、そこで決定するか、そういった運用の方法を話し合ったかどうかをちょっと質疑します。

○関洋三議長 答弁、委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 藤田議員さんの質問にお答えいたします。

運用に関して、そういった委員会という話は委員会の中ではありませんでした。

また、運用については、どういうことに運用するというのは、また委員会のほうにも報告があるだろうというふうには私は思っております。以上です。

○関洋三議長 再質問、10番、藤田昌大議員。

○藤田昌大議員 細かいことは言いませんけれども、新しい基金でありますので、基金の運用の仕方をいろいろ考えていながら、すばらしい運用ができればいいと思います。ただ、これを食いものにされたら非常に困りますので、やっぱりそういった部分で、その決定に至った経緯とか、そういったものは町民にきちっとわかるようにして決定して、最終判断は町長がなさるとは思いますけれども、そういった運用になるよう、委員会としても

十分管理していただきたいと思いますので、質疑をいたしました。以上であります。

○**関洋三議長** 質疑にしてください。答弁いいんですか。

○**藤田昌大議員** いいです。

○**関洋三議長** 答弁なしです。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 建設経済常任委員会の委員長報告（建設経済常任委員長）

○**関洋三議長** 日程第4、建設経済常任委員会の委員長報告の件を議題といたします。

今回の建設経済常任委員会につきましては、付託案件がありませんので、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○**関洋三議長** 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○**松下一美総務常任委員長** それでは、総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る3月7日、第1委員会室におきまして、委員全員出席し、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員に出席を求め、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

3月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました議案7件につきまして、執行部に詳細な説明を求め、慎重に審議を行いましたので、御報告いたします。

まず、議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の制定につきましては、執行部より、町産材を活用する補助事業を制度化し、町内の住宅建築に拍車をかけ、若者住宅取得補助制度の補助金と合わせて最大200万円の助成が可能で、定住促進策の一端を担えると考えている。また、森林資源の循環及び森林の持つ公益性と多面的機能の維持と改善を図ることにもつながる。また、この条例は5年間の時限立法としたいとの説明がありました。

委員より、補助要件は町産材を5立方メートル以上使用し、かつ、延べ床面積50平方メートル以上としており、補助金の限度額である50万円に達するには地元木材を25立方メートルも使用する必要があるが、住宅一戸当たりの木材使用量はどの程度見込んでいるのかとの質疑があり、執行部より、床面積120平方メートル程度の木造住宅で約20

立方メートルの木材を使用すると見込んで設定したとの答弁がありました。

また、委員より、町産木材の生産量について、需要に見合う量を確保することは可能であるかとの質疑があり、執行部より、香川西部及び仲南町両森林組合と協議して、家屋5戸分程度の木材はストックしてもらうようにしているとの答弁がありました。

また、委員より、5年間で製品にできる町産材自体がなくなるおそれはないのかとの質疑があり、執行部より、造林木は相当数あること、間伐事業の補助制度をうまく利用することで放置林の解消と町産木材の消費拡大につなげていきたいとの答弁がありました。

また、委員より、材木が町産材であることの確認はどうするのかとの質疑があり、執行部より、町内の森林組合の証明書を添付してもらうようにしているとの答弁がありました。

また、委員より、香川西部森林組合は綾川分も管轄しており、将来的に管内の材木でも認める考えはないのかとの質疑があり、執行部より、まんのう町産材の使用に限定して補助をしたいとの答弁がありました。

その後、討論、採決し、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 まんのう町行政不服審査会条例の制定につきましては、委員より、条例上は審査会の委員を5人以内で組織するとなっているが、本町は3人とする理由は何かとの質疑があり、執行部より、同規模の町では3人程度が多く、構成は弁護士、税理士、司法書士を考えているとの答弁がありました。

その後、討論、採決し、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 まんのう町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、審理員は町で任命している第三者機関の委員が審理を行うこととなり、新しく審理員をつくることはないとの説明がありました。

その後、討論、採決し、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正、議案第6号 まんのう町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましても、質疑、意見がありましたが、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、執行部より、琴南支所、仲南支所で勤務している現業班の草刈りや除雪作業時の手当を一日当たり1,000円とし、支給したいとの説明がありました。

委員より、直営で道路の草刈りなどを行えば、地元土木業者等への作業委託料が減ることになるとの意見があり、執行部より、町道等の維持業務を委託した場合に、土木業者では委託料が高くなること、また、シルバー委託では機動力に欠けるため作業が遅くなりやすいことから、日々の道路等の維持作業は直営の現業班が実施するほうが効率的で安価に行えるとの答弁がありました。

その後、討論、採決し、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定につきましては、執行部より、過疎法の失効期限延長に伴い、引き続き、過疎地域の自立促進に必要な事業を実施

するため、従来の計画に地域材利用住宅補助事業や若者住宅取得補助事業、放課後児童クラブ施設整備事業などを追加すること、また、運用面では必要に応じて、その都度、見直しを行っていききたいとの説明がありました。

その後、討論、採決し、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、付託されました案件につきまして、会議規則第41条の規定により、その結果を報告いたしました。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、午前11時35分、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 付託案件の委員長報告（予算決算特別委員長）

○関洋三議長 日程第6、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

予算決算特別委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長、松下一美君。

○松下一美予算決算特別委員長 それでは、予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

本委員会に付託されました、議案第17号から議案第32号までの予算関係16議案につきまして、3月8日から10日までの3日間にわたり執行部に詳細な説明を求め、慎重に審議を行いましたので、御報告いたします。

なお、本委員会は議長を除く全議員が委員となっておりますので、審議過程であった質疑や答弁内容に関する子細な報告は省略し、特に質疑や意見が多くあった一般会計予算関係を中心に発言趣旨を簡潔に報告させていただきます。

まず、議案第17号から議案第23号までの平成27年度補正予算関係についてですが、議案第17号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算（案）第5号の歳入予算について、委員より、次年度に繰り越されるお金は現年の事業費として住民サービスに使うべきではないかとの意見があり、執行部より、次年度への繰越金は次年度の貴重な財源であり、繰り越しせず予算を使った場合は、結局、不足分は基金等を取り崩し補填することとなり、硬直した予算運用をせざるを得ないこととなることから、従来どおり繰越金として次年度に持ち越したいとの答弁がありました。

歳出では、地域おこし協力隊活動事業と集落支援員活動事業が成果を出せず減額となった原因や、今後の事業展望に対して質疑や要望が多くなされました。

地域おこし協力隊には、ひまわり関連の製品販売に特化して募集を行いたいとの答弁がありました。

ことなみ未来会議事業については、未来会議のメンバーに他事例を調査研究する機会を設けるべきとの意見がありました。

自主防災組織補助金については、防災組織が備品の購入代金を一時的にせよ全額を立てかえさせることが制度上の不備であり、利用率が低迷している原因で、改善をするべきであるなどのさまざまな質疑、意見がありました。

以上のように審議を行い、その後、採決を行った結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第18号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号から、議案第23号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第2号の6議案につきましても、質疑や意見がそれぞれありましたが、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号から議案第32号までの平成28年度当初予算関係の審議につきまして報告いたします。

まず、議案第24号 平成28年度まんのう町一般会計予算(案)の歳入予算については、委員より、歳入額はまだ10億円程度は入ってくると見込まれるが、ハード事業に充てる考えはないのかとの質疑があり、執行部より、ハード事業で100%の国・県の補助はあり得ず、借金をしてまで予算を膨らませ、公共事業に投資する考えはない。また、歳入不足になれば、住民へのサービスを削減することにつながるとの答弁がありました。

歳出では、早急に町の防災士会を立ち上げ、地域の防災意識を高揚させ、災害に備えるべきとの意見、ふるさと納税をふやすための施策を講じるべきとの意見、敬老会委託料を増額し、事業の充実を図るべきであるとの意見、民生児童委員へのサポート体制を充実し、負担の軽減と次世代の民生児童委員の育成を図るべきであるとの意見、し尿・じんかい等の収集業務体制の動向（直営・委託）に関する質疑、学校図書室へ司書を配置することについて、小学校全体で1人の司書では負担が大きく、図書環境の整備が不十分になるおそれはないのかとの意見、成人式への参加率が低下しており、対策を講じるべきとの意見、寄附を受けた図書の取り扱いやデータ化についての質疑、農業委員会と議会で合同の研修会をしてはどうかとの意見、有害鳥獣駆除事業についてもっと増額し、対策を充実すべきとの意見、そば・ひまわり栽培振興補助金について堆肥散布補助金を別立てで支給すべきとの意見、予算上に合併10周年の記念となる目玉事業がないとの意見、道路の舗装等の維持工事について、予算を小分けにせず、1カ所に重点的に使い、投資効率を上げてはどうかとの意見など、ほかにも多数の質疑、意見がありました。

また、委員より、事務事業ごとの予算の積算資料を議員に配付しておくよう要望があり、執行部より、内部資料であり、その量も膨大であることから配付することはできないが、必要なものはその都度口頭で説明をさせてもらいたいとの答弁がありました。

以上、質疑を行い、採決したところ、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計予算から、議案第32号 平成28年度まんのう町水道事業会計予算の8議案につきましても、それぞれ質疑や意見等がありましたが、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

なお、各議案の審議結果につきましては、お手元の付託審査結果報告書のとおりであります。

以上、付託されました案件につきまして、会議規則第41条の規定により報告いたしました。

以上で、予算決算特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

○関洋三議長 これをもって、予算決算特別委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 PFI問題対策特別委員会の委員長報告（PFI問題対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第7、PFI問題対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

PFI問題対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

PFI問題対策特別委員会委員長、竹林昌秀君。

○竹林昌秀PFI問題対策特別委員長 PFI問題対策特別委員会の審議報告を申し上げます。

PFI特別委員会は、3月14日に、6名全員と議長同席のもと、町長、副町長、総務課長、会計課長、教育長、学校教育課長、社会教育課長、中学校対策室長と2名の職員の出席のもとに開催した。

対外交渉が中心内容となるので、非公開とした。

まず、「品質問題発生の原因についての考察」副題「今後のPFI事業推進における提言」報告書の内容説明が中学校対策室長からあった。

議会が施工上の品質問題を調査し、有識者による第三者委員会を立ち上げて補修の手だてを講じる体制を組み上げてきたことなど、議会がこの問題解決に貢献してきた経過表が添付されたことが説明された。

次いで、副町長より、主幹事会社から、本町が品質問題の決着のために余分に支払った約2,300万円と、人件費の人員補充分約2,000万円の合計4,300万円の補填の申し出があったこと、加えて、本町の教育のために3,000万円と、運転手を含めて29人乗りのバスを寄附する申し出が出されていることが伝えられた。それは本定例会議

で制定する予定のまんのう中学校教育振興基金に受け入れる。そして、具体的に何に使うかは、今後、研究するとの説明があった。

さらには、対策室長より、本町が特別目的会社への支払い留保分のうち2億1,000万円を2月中に支払った。また、本町への補填額と寄附金額が議会です承されれば、今年度中に残額2億円を支払う手順とする説明があった。

委員より、施工監理の責任を問えるのではないかとの質問があり、本PFI契約では特別目的会社が施工監理契約をしており、本町の対外交渉先は特別目的会社だけである。特別目的会社の債務保証をしている主幹事会社が全てを担う対応に出ていることから、主幹事会社からの補填や寄附がこれら全てを包括しているとの見解を委員長が示し、了承された。

また、主幹事会社から、これを提供する時期が問われ、副町長から、平成28年9月までにとの回答があった。委員全員が寄附の申出書を回覧して、これを確認した。

当委員会は、一つ、報告書の提出、二つ、補填金と寄附金の受け入れ、三つ、支払い留保分の支払い手順を了承した。

ここで、委員長から、第一点、品質問題を解決したこと、第二点、経過報告と誓約書が提出されたこと、第三点、主幹事会社本社から議会へ来訪して陳謝した上でPFI契約を誠実に履行していくこと、総括マネジメントの運用強化策が説明されたこと、第四点、本町が余計に負担した経費が補填されること、第五点、主幹事会社が教育目的の寄附を申し出たこと、第六点、原因考察し、再発防止策が文書により議会提出されて、今後のPFI事業への提言が出されたこと。

以上、当委員会が発足するときの課題が全て乗り越えられて、目指した問題解決がなったことから、当特別委員会は使命を終えた。問題発覚から3年以内に決着させたことを住民に明らかにするためには、本特別委員会を解散することが最もよいであろう。

本特別委員会の今後について協議した結果、本特別委員会を廃止することについて全員一致で可決した。

住民への経過説明は、本定例会の委員長報告が音声放送されること、また、町広報誌、議会広報誌、町政懇談会、議会報告会を通じて説明責任を果たしていくことを確認し合った。

さらには、「品質問題発生の原因についての考察」副題「今後のPFI事業推進における提言」報告書は、インターネット上の本町ホームページの中学校対策室の欄に本特別委員会が閉会后、直ちにアップされるとの説明がされた。

今後は、教育民生常任委員会がこれら施設の運用評価と点検を担う通常体制へ移行する。

以上をもって、PFI問題対策特別委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、PFI問題対策特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

質問者、14番、川原茂行議員。

○川原茂行議員 今の委員長報告の中で、この問題、まさにまんのう町が本当に重大な問題として掲げてきたわけですが、私どもも、体育館の中で授業中に壁に穴があったと、これが事の発端でございます。高知工科大学の中田先生等に依頼をし、いろいろ調査した結果、図面の間違い、また契約違反等が発覚いたしました。我々、この大成建設が工事をやった中で、世界のゼネコンと言われる企業が、我々はまさに青天のへきれきでございます。住民の方もまさにこの結果を踏まえて、憤りを感じておられたと思います。

そこで、委員長の中で、これをもって住民の説明するのにPFI問題対策特別委員会を解散するという説明でございますが、それ以外に何らかの形で丁寧な説明がなされるのが道理でないかと思いますが、そういう議論があったかなかったかお聞きいたします。

○関洋三議長 答弁に入る前にちょっと議長のほうから説明させていただきますと、ただいま報告がありました委員長のPFI問題対策特別委員会は午前中に行われまして、午後には全員を招集した全員協議会が開催され、その場でPFI問題対策特別委員会の委員長は丁寧に説明もし、そこで皆さんと協議、審議も行ったわけでございます。ただいまの質問者におかれましても、それに加わったという事実がございますので、その点、十分踏まえて、今後、再質問をお願いしたいと思います。

ただいまの質問者に対する答弁、委員長、大丈夫ですか。

答弁、委員長。

○竹林昌秀PFI問題対策特別委員長 私は最後の2年間だけかわり、先輩議員方、執行部よりも経過や問題となったことを十分掌握してるか、いささか自信に欠けるところがあります。とにかく早期解決が住民の求めであり、対外折衝を最優先し、施設の設置目的を果たし、住民の福利厚生を図ると。町としての結束、一致した交渉が対外折衝を裏あるものにするだろうという観点に立ったわけであります。

事件調査委員会や事件対策特別委員会の経過を継承してやったことではありますけれども、このような特別委員会を解散する決着に導いたことに対して、町長からは施政方針の中で、今後、福利厚生増進をしていく努力をするというのは出ておりますけれども、この決着についての発注者としての、契約履行者としての対応の話があればよいなということを個人的には念じております。

そして、公行政の信頼の回復を図るというのを方針の第2で、当初、掲げていました。これは我々が、今後、住民と対話し、町内の空気がどうであるのか、本当に住民が納得できるものであるのか、説明責任を果たすことが執行者としての役割であり、議会の住民代表としての役割であろうと思って、これは設置目的を達する一応の契約履行を求めることにはなり、一通りの区切りをつけたわけでありましてけれども、この後は我々関係者一人一人がかみしめ、慎重、冷静な対応をすべきものと思ってるわけでありましてけれども、これは委員会として合意するような対応ではなくて、少し次元の違う対応になるんだろうと思ってる次第であります。

お答えになったかどうかわかりませんが、審議された内容は委員長報告で壇上で申し上げ

げた以外には何もありません。あのおりであります。以上でございます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第8 PFI問題対策特別委員会の廃止について

○関洋三議長 日程第8、PFI問題対策特別委員会の廃止についてを議題といたします。

先ほどの委員長報告で、特別委員会の設置目的は品質問題解決等所期の目的を達成したため、PFI問題対策特別委員会を廃止するものです。

本案については、委員会等で十分に審議が尽くされましたので、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、PFI問題対策特別委員会の廃止についてを採決いたします。

PFI問題対策特別委員会を廃止することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、PFI問題対策特別委員会は廃止されました。

休憩をとります。議場の時計で10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○関洋三議長 休憩を戻して会議を再開いたします。

日程第9 議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の制定について

○関洋三議長 日程第9、議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町地域木材利用促進条例の制定についてを採決いたし

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 まんのう町行政不服審査会条例の制定について

○関洋三議長 日程第10、議案第2号 まんのう町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 まんのう町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○関洋三議長 日程第11、議案第3号 まんのう町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 5 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 1 2、議案第 5 号、まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 5 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 6 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 1 3、議案第 6 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 6 号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 7 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 1 4、議案第 7 号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償

等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第9号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第15、議案第9号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 まんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号 まんのう町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○関洋三議長 日程第16、議案第11号 まんのう町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号 まんのう町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例等の一部改正について

○関洋三議長 日程第17、議案第12号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号 まんのう町乳幼児等医療費支給に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定について

○関洋三議長 日程第18、議案第14号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号 まんのう町立満濃中学校教育振興基金条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定について

○関洋三議長 日程第19、議案第15号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号 まんのう町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 平成27年度まんのう町一般会計補正予算(案)第5号

日程第21 議案第18号 平成27年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号

日程第22 議案第19号 平成27年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算(案)第1号

日程第23 議案第20号 平成27年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)第2号

日程第24 議案第21号 平成27年度まんのう町下水道特別会計補正予算(案)第2号

日程第25 議案第22号 平成27年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)第2号

日程第26 議案第23号 平成27年度まんのう町水道事業会計補正予算(案)第2号

日程第27 議案第24号 平成28年度まんのう町一般会計予算(案)

日程第28 議案第25号 平成28年度まんのう町国民健康保険特別会計予算(案)

日程第29 議案第26号 平成28年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算(案)

日程第30 議案第27号 平成28年度まんのう町介護保険特別会計予算(案)

日程第31 議案第28号 平成28年度まんのう町簡易水道特別会計予算(案)

日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 8 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）

日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 8 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）

日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 8 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）

日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度まんのう町水道事業会計予算（案）

○関洋三議長 日程第 2 0、議案第 1 7 号から、日程第 3 5、議案第 3 2 号までの 1 6 議案についてお諮りいたします。

日程第 2 0、議案第 1 7 号から、日程第 3 5、議案第 3 2 号までの 1 6 議案について一括採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 7 号から議案第 3 2 号までの 1 6 議案を一括採決いたします。

日程第 2 0、議案第 1 7 号 平成 2 7 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 5 号、日程第 2 1、議案第 1 8 号 平成 2 7 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 3 号、日程第 2 2、議案第 1 9 号 平成 2 7 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号、日程第 2 3、議案第 2 0 号 平成 2 7 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 2 号、日程第 2 4、議案第 2 1 号 平成 2 7 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 2 号、日程第 2 5、議案第 2 2 号 平成 2 7 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）第 2 号、日程第 2 6、議案第 2 3 号 平成 2 7 年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）第 2 号、日程第 2 7、議案第 2 4 号 平成 2 8 年度まんのう町一般会計予算（案）、日程第 2 8、議案第 2 5 号 平成 2 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算（案）、日程第 2 9、議案第 2 6 号 平成 2 8 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計予算（案）、日程第 3 0、議案第 2 7 号 平成 2 8 年度まんのう町介護保険特別会計予算（案）、日程第 3 1、議案第 2 8 号 平成 2 8 年度まんのう町簡易水道特別会計予算（案）、日程第 3 2、議案第 2 9 号 平成 2 8 年度まんのう町下水道特別会計予算（案）、日程第 3 3、議案第 3 0 号 平成 2 8 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算（案）、日程第 3 4、議案第 3 1 号 平成 2 8 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算（案）、日程第 3 5、議案第 3 2 号 平成 2 8 年度まんのう町水道事業会計予算（案）、以上、本議案については、議長を除く議員の委員をもって構成する予算決算特別委員会において十分に審議が尽くされましたので、討論を省略することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第 1 7 号から議案第 3 2 号までの 1 6 議案に対する一括採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第32号までの16議案は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第33号 まんのう町課設置条例等の一部改正について

○**関洋三議長** 日程第36、議案第33号 まんのう町課設置条例等の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第33号 まんのう町課設置条例等の一部改正についての御説明を申し上げます。

合併後、その時々々の情勢にあわせ、課の統廃合等の機構改革を実施してまいりましたが、合併10年を迎えるに当たり、町の人口減少抑制と団塊の世代が後期高齢者に達することにより、介護・医療費等社会保障費の急増が懸念される2025年問題、また、国が新たに地方分権改革の柱として推進しております地方創生総合戦略の具現化に対応するため、改めて組織再編を行うものいたします。

まず、第1条の、まんのう町課設置条例の一部改正では、企画政策課を企画観光課に、産業経済課を農林課に改めるものでございます。

また、このことに伴い、課の事務分掌もそれぞれ変更しており、旧産業経済課の観光及び商業、工業関係は新たな企画観光課へ、旧企画政策課の国内交流及び国際交流に関することは教育委員会社会教育課へ所管がえといたします。

なお、条例ではありませんが、行政組織規則の変更として、教育委員会社会教育課が自己の充実や生活の向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めて自発的意思に基づき取り組む体制支援として、生涯学習課に名称を改めるものでございます。

次に、第2条の、まんのう町総合計画審議会条例の一部改正では、第7条で審議会の庶務は企画観光課において処理することといたします。

次に、第3条の、まんのう町議会委員会条例の一部改正では、第2条の1で企画政策課を企画観光課、第2条の3で産業経済課を農林課へと変更いたします。

なお、この条例等の改正は平成28年4月1日から施行するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○**関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

質問者、10番、藤田昌大議員。

○**藤田昌大議員** それぞれの提案がなされましたけれども、課の内容を見ますと、福祉保険課の中身をもうちよっと、細かく分けられなんだんかな。課を設置して、例えば老人福祉とか障害者福祉、いろいろな部分が多いですし、地域包括支援センターもあります。

そういった部分ではもうちょっとでもいいんでないかなと思う部分と、もう一つは、企画観光課の設置でありますけれども、企画観光はむちゃくちゃ事業が多いんですよ。これ、もうちょっと考えないと、今の課長が大変な状況になるんじゃないかと。10周年も構えてますので、例えば10周年は別枠のどこでするんだとか、その分だけぐらい、そういったもうちょっと細かい住民サービスができるような課の設置にならなんだんかなと思いますので、ちょっと町長に質問します。以上です。

○関洋三議長 質問者、もうちょっとというのはどういうぐあいですか。どの程度の。

○藤田昌大議員 いや、もう一つ、二つぐらい、例えば10周年はこういう特別のプロジェクトチーム、今のPFI問題特別対策室みたいに、10周年はやっぱり特別にやらないかんと思うんです。

それともう一つは福祉の関係で、福祉の中にいろいろ入っとるんですよ。老人福祉部分をやるか、障害者福祉をやるか、それぞれ分けたほうがええんでないかと思うんです。ただ、むちゃくちゃ、今、福祉保険課は職員多いんですよ。課長は大変な状況になると思います。

○関洋三議長 それはあなたの意見でしょ。質疑にしてください。

○藤田昌大議員 どうして、せななんだんですかと聞く。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

基本的には、今、お配りさせていただいておりますところに、文書事務ということに記載してございます。その中で、先ほどございました福祉の問題につきましては、大きく捉まえていただきたいと思います。小さいところを書いて抜き出しをしますと、かなり細かくなってしまう。この中に、例えば今、老人のことを言われておりましたが、そういうのは老人福祉に関することで包含しているというふうに御理解いただきたいと思います。

また、企画政策課が今度は観光課という形ではございますが、それにつきましても、例えば10周年のお話もございましたが、10周年は平成28年の事業でございます。1年で終わるといいますか、長期的な事業ではございませんので、その課の中で、もちろんその他の課と協働しながら、協力しながら進めていく、その中の中枢といいますか、取りまとめをするのが企画政策課であるということでございますので、そういう形の文書事務につきましては、考え方といたしましては、そういうふうに大きく捉まえての表現となっておりますことを御理解いただきますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

質問者、1番、竹林昌秀議員。

○竹林昌秀議員 課の編成の中で企画観光課に観光と商業、工業に関することとあります。これは企画という中枢、計画部門が現場を持ち、地域社会の中で走り回る体制を目指す大きな組みかえだろうと思います。課の編成が名前だけでなく、実際に効果あるものにするために、人員の充当が重要だろうと思います。どのような人員配置の考え方なのか、

それをお伺いして、賛成させていただければと思います。

○**関洋三議長** 答弁、副町長、栗田昭彦君。

○**栗田副町長** 竹林議員さんの質問にお答えさせていただきます。

新たに企画政策課から企画観光課に名称を変更したいという私どもの考え方でございます。その中身につきましては、今回の条例の中には上程はさせていただいてはおりませんが、地方創生推進室という室を設ける予定でございます。その中に地方創生を進めていくための職員を増員する予定といたしております。その職員が、実際、今、竹林議員さんがおっしゃられたような地方創生のためのさまざまな活動をやっていくというふうに我々は考えておまして、まさに今の時代のこの地方創生を町を挙げてやりたいというふうな考え方でおりますので、よろしく願いいたします。

○**関洋三議長** 再質問、1番、竹林昌秀議員。

○**竹林昌秀議員** 住民に働きかけ、住民の活動を活性化させる、非常にやりがいはあるけれども、大変な職責かと思えます。兼任体制でなくて、それに邁進できる専任体制であるか、一言でいいですからお答え願います。

○**関洋三議長** 答弁、副町長。

○**栗田副町長** 先ほども申し上げましたように、地方創生推進室というのを設けて、そこに職員を配属するというのでございますので、その事務についてその職員が専従でやっていくということでございます。

○**竹林昌秀議員** まことに心強うございます。御期待申し上げます。

○**関洋三議長** ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第33号 まんのう町課設置条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 7 議案第 3 4 号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○関洋三議長 日程第 3 7、議案第 3 4 号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 4 号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての提案理由を御説明申し上げます。

平成 2 8 年 2 月 1 8 日、児童福祉法第 3 4 条の 1 6 第 2 項並びに同法第 4 5 条第 2 項でうたわれております厚生労働省が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。

改正の趣旨といたしましては、近年の保育における労働力需要に対応して保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるとともに保育士環境の改善を図ろうとするものでございます。

本条例案はこの厚生労働省基準の改正に伴い、まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、保育士資格を有しない者であっても幼稚園教諭や小学校教諭または養護教諭の資格を有する者を一定条件のもと保育士とみなし、必要となる保育士数に含めることができるとしたものでございます。また、研修代替要員等加配が必要となる場合、無資格者であっても経験を有すると町長が認めた者を「みなし保育士」として配置が可能といたしております。

詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 学校教育課長、尾崎裕昭君。

○尾崎学校教育課長 議案第 3 4 号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案につきまして御説明申し上げます。

本条例改正案は、児童福祉法に基づく厚生労働省で定めている乳幼児数に対して必要とされる保育士につきまして、本来は保育士免許を有する者を配置すべきところではございますが、現下の状況において保育士の不足に対応するため、幼稚園教諭や小学校教諭、養護教諭等の資格を持つ者を保育士とみなそうとするものでございます。

改正内容といたしまして、附則中、新たに小規模保育事業 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例第 4 条を追加し、第 1 号から第 4 号を定めるものでございます。

まず、第4条第1項においては、必要保育士数が1人となる場合、加配が必要となり、その加配保育士については無資格であっても町長が認める者を保育士として認めることといたしております。

次に、第2号においては、幼稚園教諭や小学校教諭、養護教諭の資格を持つ者を保育士とみなすことができるとしたものでございます。

次に、第3号においては、長時間保育の実施に当たり、必要となる保育士数から標準的保育の実施に必要な保育士数を差し引いた人数については、無資格であっても町長が認める者を保育士として認めることができるとしたものでございます。

次に、第4号においては、保育士資格を有する者を3分の2以上、教諭資格によるみなし保育士につきましては3分の1までとしたものでございます。

第4条追加によりまして、第5条、6条は繰り下がりとなったものでございます。

なお、施行日につきましては、平成28年4月1日よりといたしております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質問者、10番、藤田昌大議員。

○藤田昌大議員 これ、条文の部分から条例改正によって、厚労省の部分で指導があったんだらうと理解します。ですから、実際、まんのう町でこの条例が規定される部分が想定されるのか、されないのか。

それともう一つは、町長が認める者を置かなければならないと。置く基準は、町長の判断基準はどこにあるのか質問します。

○関洋三議長 答弁、学校教育課、尾崎裕昭課長。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

本条例の適用といいますか、もととなります厚生労働省改正によりまして、みなしの保育士ということが始まるわけでございまして、本条例につきましては、町の認可する保育所に該当するところということでございまして、本町の場合におきましては県のほうからの認可でございます。それも同様に、厚生労働省の基準が変わってございます。ということで、3分の1までは教諭とかいろんな資格を持った人の採用も保育士としてみなすことができることといたしておるものでございます。

あと、教諭の資格もない、養護教諭の資格もない方についてみなそうとする場合には、その無資格のみなそうとする人の経験等、今までの実績を踏まえて町長が認めた者は加配に充当することができることといたしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 町長の判断基準。

○尾崎学校教育課長 先ほど申しましたように、町長の判断基準は、保育所での経験年数、これまで携わってきた経験年数等が基準になろうかと思えます。

○関洋三議長 再質問、10番、藤田昌大議員。

○藤田昌大議員 今の課長の説明でちょっとわかりにくいところがあったんですが、要は、保育所なり幼稚園で雇用したと。雇用して、どういうことがあって、今までやったら無資格はなかったんですね、まんのうの場合は。無資格者も雇用するようになって、その基準が、例えば何年したとか、今まではないと思うんで、ちょっとややこしくなるんですが、全然ど素人の人でも、町長が認めればできるんよ、この条例から言えば。だからある程度の判断基準がなかったらいかんやろうと思って、僕は町長の判断基準を聞いたんです。例えばその人の部分を聞いたらできると思うんで、その辺の判断基準だけをちょっと若干しとってくれなんだから、募集するときに、誰でも来いやの募集にはならないと思いますし、持続的な話もあろうと思うんです。そういったときの判断基準がちょっとあれば、やっぱり明らかにしとったほうがええと思いますんで、質問します。

○関洋三議長 再答弁、学校教育課、尾崎裕昭課長。

○尾崎学校教育課長 藤田議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、無資格者の登用というところでございます。この条例の中におきましては、加配ですね、保育士さん1人ではだめですと。2人という条項がこの中にごございます。その2人目を、今までは保育士さんを2名ということで行っておりましたが、保育士さん1名で必要保育士数を満たしておれば、あとは資格がなくても加配という形で適用できますよということの考え方になっております。ですから、本来、保育を行う方については、無資格者というのは含まれないということになります。

それと町長が認めるというのは、4条第1号にあります、保育士と同等の知識及び経験を有するといったところを書いておりますので、それによって認めるということによりよくお願いいたします。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

質問者、12番、三好勝利議員。

○三好勝利議員 我々の教民の管轄で、非常に、町長さん、申し上げにくいんですけど、これは非常に画期的な、最近、地方政府でもたもた言いよる、ばかげたいうたら本当に失礼ですけど、一般の人が聞いたら、ああいうことを言うからばかたれ、日本は死んでしまえというような意見が出てくるんです。うちの場合は、これだけ幅を持たせたら、若いヤングの方は喜ぶと思います。最終的には町長が決断、最高責任者、全て町長がとればいいわけですから、それでいいです。ただ、年齢の上限はかまんです。最低年齢がここにちょっと明記してないんですけど、課長、そこら辺はどないに考えとるんですか。過去にそういう事例が、私は確認してませんが、相当若い方が臨時でこういう関係に携わったということを私は聞いておりますから、その辺は、町長が認めれば、例えば未成年でもいいんか、もっと若くてもいいんか、担当課長、ちょっとやっとかんと、どうせまた後でこの年齢のことを問われると思うんで、その辺だけお願いします。例えば定年で60で、65、70、75、それは大いに町長認めて、補助要員として活用していただいたら結構だと思います。皆さん、最近、元気ですから。ただ、それでもやっぱり18歳まで選挙権

が下がったから、18歳まではやっぱり社会に参加するあれがありますけど、それ以下の場合にどうするかというのがここに明記してないので、町長が認めるとなったら、その辺の年齢的なもんだけ。一般の人が聞いたら、またばかみたいなことを言いよると思われても結構です。そういう事例が今までにありましたから、その辺だけちょっと答えてください。

○関洋三議長 答弁、担当課、学校教育課長。

○尾崎学校教育課長 三好議員さんの御質問にお答えいたします。

これまで若い方を助手という形で、保育士さんの数ではなくて、プラスアルファのところをお願いしたことはございますが、今般、書いておられますとおり、町長がみなそうとした場合には、ある程度の経験を有する者ということになりますので、その判断で採用のほうもさせていただきたいと。経験を有するということをお願いしたいと思います。

○関洋三議長 再質問、12番、三好勝利議員。

○三好勝利議員 町長が完全に把握すると、責任を持つということですので、過去にやはりそういう件がありましたから聞いたんですよ。なかったら別にあえてここまで条例を緩和してくれとるのに、わざわざ言う必要もなかったんです。過去に、私は確認してないけど、あったそうです。ですから、今後はやっぱり町長が面接して、この子だったらいける、この人だったらいけるとなれば、最高権者ですから、それに関してどうこういうあれは一切ありません。ぜひとも幅広く、規制緩和もしていい場合と悪い場合とありますけど、こういう関係なんかは規制緩和をしていただいて、雇用をふやしていただいて、町長が辞令を出して、保育士の補助要員としてやるのは、私は本当に大歓迎いたしますから、よろしく願いしておきます。以上、答弁は結構です。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第34号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 8 議案第 3 5 号 教育委員会委員任命の同意について

○**関洋三議長** 日程第 3 8、議案第 3 5 号 教育委員会委員任命の同意についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明と求めます。

町長、栗田隆義君。

○**栗田町長** ただいま上程されました、議案第 3 5 号 教育委員会委員任命の同意について御説明を申し上げます。

このたび、三原一夫教育委員長と斉藤賢一教育長の 2 名から、一身上の都合により、平成 2 8 年 3 月 3 1 日をもって委員を辞職したい旨の願いが提出され、平成 2 8 年 3 月 1 4 日の臨時教育委員会で同意されました。

つきましては、現教育長辞職に伴い、平成 2 8 年 4 月 1 日以降は新たな教育委員会制度の適用となることから、教育委員の定数は現行 5 名が 1 名減の 4 名で組織されることになります。

このことから、まんのう町教育委員に 1 名の欠員が生じるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第 4 条の新たに任命される委員の任期の特例に従って、今後の委員任期を考慮することとなることから、前三原委員長の任期が満了するまでの間、次の者をまんのう町教育委員に任命したいので、同法第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

住所 まんのう町七箇 3 6 4 5 番地 1、氏名 青野公子、生年月日 昭和 3 0 年 4 月 2 7 日。

なお、委員の任期は同法第 5 条の規定により、前任三原委員の残任期間であります平成 2 8 年 4 月 1 日より平成 2 9 年 5 月 1 2 日までとなります。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**関洋三議長** これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

質問者、1 0 番、藤田昌大君。

○**藤田昌大議員** 教育委員会の辞表が出たということでありまして、従来であれば、教育長の任期が 5 月 1 2 日やったですかね、そういった部分であるんで、それまでかなと僕は予想しとったんです。それを途中で 4 月 1 日からやるよというのは、それは町長の判断で僕は結構だと思うんですが、ただ、前回の教育長人事もそういったことがありましたし、今回も 4 月 1 日からというちょっと異例な人事でありますので、それに至ったもうちょっと詳しい経緯をできたら説明していただけたらと思うんです。例えば、本当に体の調子が

悪くてこうなったとか、何か4年間の任期を全うせんのは、前回は途中で教育長が辞表を出されて変わったという経過があります。その辺の町民の疑問を説明し得るちょっと根拠があれば出していただきたいと思います。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 藤田昌大議員さんの質問にお答えいたします。

このたび、新しい教育委員会法ができております。それは教育長の任期をもって新しく教育委員会体制をやるということでございますが、私といたしましては、学校も4月1日から新しい体制になりますので、教育長さんも、他の教育委員さんとは違って任期は3年という新しい任期になります。といったことで、4月1日から新しい教育委員会体制でスタートするのが好ましいというふうに考えておりますので、辞表を受理したところでございます。

○関洋三議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第35号、教育委員会委員任命の同意についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第39 議案第36号 教育委員会教育長任命の同意について

○関洋三議長 日程第39、議案第36号 教育委員会教育長任命の同意についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第36号 教育委員会教育長任命の同意について御説明を申し上げます。

現齊藤教育長の辞職に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正附則第2条、旧教育長に関する経過措置の適用外となることから、次の者をまんのう町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町吉野1845番地2、氏名 三原一夫、生年月日 昭和16年1月18日。

教育長の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、平成28年4月1日より平成31年3月31日までの3年間であります。御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○関洋三議長 以上で、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第36号 教育委員会教育長任命の同意についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第40 閉会中の継続調査について

○関洋三議長 日程第40、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成28年第1回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月17日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員